

令和5年第2回定例会(6月)議決結果

第2回定例会が令和5年6月8日から19日までの12日間の会期で開催されました。条例、補正予算など18議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負について、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額の上限額が300万円とされました。そのため、町議会議員の配偶者等の請負等に関して、言及している箇所について、制約を緩和するなど、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

山鹿小学校学童クラブの入会者数の増加により、山鹿公民館の会議室を保育室として利用することに伴い、山鹿小学校学童クラブの定員数を改正するほか、入会の要件等に関する規定の整備等を行うため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

学童クラブの設備及び運営に関する基準のうち、「職員に関する基準」及び「専用区画の面積及び一の支援の単位を構成する児童の数に関する基準」について、各学童クラブにおける職員配置及び入会児童数に関して、柔軟に対応できるよう、当分の間、当該基準を適用しないこととする経過措置を規定するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

文部科学省からの通知に基づき、障がい者を理由として、障がい者でない人と不当な差別的扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害することに繋がる規定を削除するため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和5年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ1億2,200万円の増額補正を行うものです。

歳入＝新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金を計上したほか、山鹿小学校学童クラブ改修事業に充当する過疎対策事業債を計上するとともに、財政調整基金繰入金を減額計上しています。

歳出＝国の交付金を活用した地域脱炭素移行・再エネ推進補助金を計上したほか、マイナンバーカードを利用した各種証明書自動交付機の導入に係る費用及び遠賀郡広域電子図書館運営に係る負担金等を計上しています。

【契 約】

●芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事(展示ケース新設)請負契約の締結

(可決 満場一致)

芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事(展示ケース新設)について、請負契約を締結します。

●タウンバス車両購入契約の締結

(可決 満場一致)

タウンバスの車両について、購入契約を締結します。

【人 事】

●芦屋町教育委員会委員の任命

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、新たに佐伯慎也氏を任命します。

氏 名 佐伯 慎也
生年月日 昭和 58 年 2 月 9 日
住 所 芦屋町幸町

●芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、新たに縄田孝志氏を選任します。

氏 名 縄田 孝志
生年月日 昭和 33 年 11 月 21 日
住 所 芦屋町大字山鹿

●人権擁護委員の候補者の推薦

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、再度、松田義春氏を推薦します。

氏 名 松田 義春
生年月日 昭和 28 年 3 月 1 日
住 所 芦屋町山鹿

●芦屋町農業委員会委員の選任同意

新たに下記8名を選任します。

(同意 満場一致)

①氏名 安高 澄夫
生年月日 昭和28年5月28日
住所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

③氏名 入江 一博
生年月日 昭和43年1月2日
住所 芦屋町大字山鹿

(同意 満場一致)

⑤氏名 重岡 裕馬
生年月日 昭和53年4月9日
住所 芦屋町大字山鹿

(同意 満場一致)

⑦氏名 本田 勝人
生年月日 昭和25年5月1日
住所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

②氏名 安高 寿倫
生年月日 昭和56年12月20日
住所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

④氏名 木原 教茂
生年月日 昭和55年4月12日
住所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

⑥氏名 中野 則幸
生年月日 昭和37年7月26日
住所 芦屋町大字山鹿

(同意 賛成多数)

⑧氏名 萩原 洋子
生年月日 昭和38年4月24日
住所 芦屋町大字山鹿

【報告】

●令和4年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

芦屋釜の里収蔵展示施設改修事業、下水道会計補助事業ほか6事業費を翌年度に繰り越したので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

●令和4年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告

大君第2雨水幹線改修工事、浄化センター水処理設備建設工事委託、中ノ浜ポンプ場水処理設備等建設工事委託、浄化センター管理棟改築工事委託の各事業費を翌年度に繰り越したので、「地方公営企業法」第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

●令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告

艇庫改修工事、艇庫改修工事監理委託の各事業費を翌年度に繰り越したので、「地方公営企業法」第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。